

## 第 2 1 号議案

加東市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

加東市福祉医療費助成に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 0 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 5 号中「同条第 4 項中」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第 3 5 条第 4 項中」に改める。

第 3 条第 2 項第 2 号中「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 2 5 号の規定は、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

## 第 2 1 号議案 要旨

### 加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 公的年金等控除額が、区分に応じそれぞれ定める額に改められたことに伴い、この条例においては、改正前の公的年金等控除額とする規定に改めること。（第 2 条関係）
- (2) 地方税法の引用条項の項ずれを改めること。（第 3 条関係）

#### 3 施行期日 公布の日（2 (1) は、令和 2 年 1 月 1 日から適用）

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(25) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(25) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に</p>

婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中

「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(26) (略)

(助成対象者)

第3条 (略)

2 前項に掲げる者ののうち、高齢期移行者、重度障害者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び遺児（養育者がある場合は、当該養育者）にあつては、それぞれ次に掲げる要件を備えているものとする。

婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中

「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(26) (略)

(助成対象者)

第3条 (略)

2 前項に掲げる者ののうち、高齢期移行者、重度障害者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び遺児（養育者がある場合は、当該養育者）にあつては、それぞれ次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) (略)

(2) 重度障害者 重度障害者、当該重度障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）及びその重度障害者の生計を維持するその重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者の医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税の所得割」という。）の額（同法第314条の7、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項及び附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）の合計額が23万5千円未満であること。

(3)～(5) (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) 重度障害者 重度障害者、当該重度障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）及びその重度障害者の生計を維持するその重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者の医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税の所得割」という。）の額（同法第314条の7、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項及び附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）の合計額が23万5千円未満であること。

(3)～(5) (略)

3 (略)